

## 「民事調停セミナー」と「無料相談会」の御案内

民事調停制度は、金銭トラブルや家賃の値上げ、交通事故の賠償など、身近なトラブルでお困りの方に、民事調停委員が当事者双方から実情をお聴きし、迅速かつ最も適切な解決を目指す司法制度の一つです。

この度、民事調停制度の概要と、騒音トラブルによる相手方とのやり取りなどでお困りの方に、その対処方法を分かりやすく説明するセミナーを開催します。

令和6年7月18日（木）

受講料・相談料は無料です

### 【第1部】民事調停セミナー

- ◆時間 13:30～14:45（受付・開場 13:00～）
- ◆内容 ① 民事調停はトラブル解決のお手伝い  
講師：京都簡易裁判所職員

- ② 交通事故トラブルQ&A  
講師：弁護士 たにやま 谷山 ともみつ 智光 氏

- ◆定員 先着30名  
※ 申込方法は裏面を御覧ください。

### 【第2部】無料相談会 <民事調停セミナー終了後に開催します。>

騒音問題をはじめ、金銭トラブルや家賃の値上げ、近隣関係など身近なトラブル（ただし、離婚や相続など、家庭内の問題は除きます。）について、京都民事調停協会の調停委員（弁護士を含む。）が御相談に応じます。

- ◆時間 15:00～17:00
- ◆受付 13:00～13:30、15:00～16:30
- ◆定員 先着12組（1組当たり30分程度）
- ◆申込方法 当日先着順

会場 京都市男女共同参画センター  
ウィングス京都 2階セミナー室 B

〒604-8147  
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地  
（地下鉄烏丸御池駅又は地下鉄四条駅下車徒歩約5分）

- ※ 一般来館者用の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。
- ※ 消費生活総合センターではありませんので御注意ください。



◆申込期間 令和6年7月1日（月）～令和6年7月16日（火）

◆申込方法 参加希望者は、FAX又はホームページの送信フォームから、氏名及び電話番号を以下の申込先まで御連絡ください。

◆申込先 京都市消費生活総合センター

**FAX** 075-366-2259

※送信間違いがないよう御注意ください。

**ホームページ** 送信フォームを御利用ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000326787.html>



※ 先着 30 名となっていますので、定員に達した場合、申込みをお断りすることがあります。

～ \* ～ \* ～ \* ～ \* ～ \* ～ \* ～ \* ～ \* ～ \* ～ \* ～ \* ～

宛 先：京都市消費生活総合センター（問合せ先：075-366-2250）

FAX：075-366-2259

\* 本用紙に必要項目を記入後、FAXしてください。

## 京都民事調停協会による「民事調停セミナー」

### FAX用申込用紙

次のとおり「京都民事調停協会による『民事調停セミナー』」を申し込みます。

参加者氏名	ふりがな
電話番号 (連絡先)	

\* 本用紙に記入いただいた個人情報は、「京都民事調停協会による『民事調停セミナー』及び『無料相談会』」に関する以外に使用することはありません。



この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等



京都市消費生活総合センター  
令和6年6月発行  
京都市印刷物第064219号